都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 目次　（現行のとおり） | 目次　（略） |
| 第一条から第十六条まで　（現行のとおり） | 第一条から第十六条まで　（略） |
| （実績報告書の提出） | （実績報告書の提出） |
| 第十六条の二　条例第二十九条の規定による実績報告書の提出は、六月末日までに、別記第六号様式の三による自動車環境管理実績報告書提出書に、自動車環境管理指針に基づき作成する自動車環境管理実績報告書を添付して行わなければならない。 | 第十六条の二　条例第二十九条の規定による実績報告書の提出は、五月末日までに、別記第六号様式の三による自動車環境管理実績報告書提出書に、自動車環境管理指針に基づき作成する自動車環境管理実績報告書を添付して行わなければならない。 |
| 第十六条の三及び第十六条の四　（現行のとおり） | 第十六条の三及び第十六条の四　（略） |
| （特定低公害・低燃費車の導入義務） | （特定低公害・低燃費車の導入義務） |
| 第十七条　（現行のとおり） | 第十七条　（略） |
| 2　（現行のとおり） | 2　（略） |
| 3　条例第三十五条第一号に規定する割合に係る規則で定める割合は、特定低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める自動車に換算した場合において、四十パーセントとする。 | 3　条例第三十五条第一号に規定する割合に係る規則で定める割合は、特定低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める自動車に換算した場合において、三十パーセントとする。 |
| 4　（現行のとおり） | 4　（略） |
| 5　条例第三十五条第二号に規定する割合に係る規則で定める割合は、特定低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める乗用車に換算した場合において、五十パ | 5　条例第三十五条第二号に規定する割合に係る規則で定める割合は、特定低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める乗用車に換算した場合において、二十パ |

| | |
|---|---|
| ーセントとする。 | ーセントとする。 |
| 第十八条から第八十三条まで　（現行のとおり） | 第十八条から第八十三条まで　（略） |
| 別表第一から別表第二十まで　（現行のとおり） | 別表第一から別表第二十まで　（略） |
| 別記第一号様式から別記第三十九号様式まで　（現行のとおり） | 別記第一号様式から別記第三十九号様式まで　（略） |